

様式 2

事業報告書

令和6年度（第38期）

（自 令和6年 7月 1日 至 令和6年 6月30日）

1 医療法人の概要

（1） 名 称 医療法人社団 田谷会

① 社団（出資持分なし）

② その他

③ 基金制度採用

（2） 事務所の所在地 ① 主たる事務所

石川県小松市園町ニ29番地1

② 従たる事務所

・石川県小松市岩濑町46番地2

・石川県小松市三谷町そ80番地

・石川県小松市園町ニ155難治1

（3） 設立認可年月日 昭和62年 5月28日

（4） 設立登記年月日 昭和62年 7月 1日

（5） 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	田 谷 正 樹	田谷医院 院長（管理者）
理 事	田 谷 正	田谷医院 医師
同	田 谷 直 樹	経営コンサル
同	田 谷 克 子	法人経理
同	宮 永 章 一	医師 グリーン・ポート小松 施設長（管理者）
同	富 田 寛	医師 レイクサイド木場 施設長（管理者）
監 事	嵐 正 敏	会社役員

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	田谷泌尿器科医院 17/03/11307	石川県小松市園町ニ29番地1	一般病床 18床
介護老人保健施設	グリーン・ポート小松	石川県小松市岩淵町46番地2	入所定員 100名 通所定員 60名
介護老人保健施設	レイクサイド木場	石川県小松市三谷町そ80番地	入所定員 100名 通所定員 70名

(2) 附帯業務

種類または事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション小松	石川県小松市園町ニ29番地1	
通所リハビリセンターおれんじ	同 上	
介護相談センター田谷医院	同 上	
介護相談センターグリーン・ポート小松	石川県小松市岩淵町46番地2	
介護相談センターレイクサイド木場	石川県小松市三谷町そ80番地	
国府・中海高齢者総合相談センター 【小松市から委託を受けて管理】	石川県小松市岩淵町46番地2	
丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 【小松市から委託を受けて管理】	石川県小松市園町ニ155番地1	
サービス付き高齢者向け住宅 おれんじハウス	同 上	
短期集中予防サービスセンター レイクサイド木場 【小松市から委託を受けて管理】	石川県小松市三谷町そ80番地	
特定施設入居者生活介護の指定 サービス付き高齢者向け住宅 おれんじハウス	石川県小松市園町ニ155番地1	
介護予防・日常生活支援総合事業 グリーンプレイ予防サークル（通所） 令和7年4月1日より、国府中海生きがい サロンに変更（市の委託内容の変更による）	石川県小松市岩淵町46番地2	

(3) 収益事業（社会医療法人または特別医療法人が行うことができる業務）
なし。

(4) 当該会計年度内に社員総会（理事会）で議決または同意した事項

定時社員総会 理事会	令和6年8月28日	令和5年（37期）会計年度の決算の承認
理事会	令和7年1月15日	不動産取得を承認する件
理事会	令和7年2月3日	社宅貸与規定及び賃貸について
社員総会 理事会	令和7年3月17日	理事長選任の件について
理事会	令和7年3月25日	理事長変更に伴う役員報酬改定について
社員総会 理事会	令和7年5月28日	訪問看護ステーションの事業廃止及び定款の一部変更について
理事会 定時社員総会	令和6年6月16日	令和7年度（39期）予算及び事業計画について

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
特になし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
特になし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
特になし。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
特になし

(9) その他

R6年 9月 透析用水作成装置、全自動溶解装置び多用途透析装置の更新（24台）

R7年 2月 旧館建物4階建 購入

法人名 医療法人社団 田谷会

所在地 石川県小松市園町ニ 2 9 番地 1

※医療法人整理番号 00181

貸 借 対 照 表

(令和7年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	970,266	I 流 動 負 債	185,383
現金及び預金	592,531	買掛金	25,864
事業未収金	373,779	未払金	103,164
未収金	1,982	預り金	21,830
たな卸資産	2,097	未払法人税等	32,733
立替金	191	未払消費税等	1,790
仮払金	1,913	II 固 定 負 債	416,988
貸倒引当金	-2,230	長期借入金	412,038
II 固 定 資 産	1,457,597	受入保証金	4,950
1 有 形 固 定 資 産	1,418,274	負 債 合 計	602,371
建物	914,021		
構築物	18,386		
医療用器械備品	104,222		
その他の器械備品	19,356		
車両及び船舶	10,211		
土地	352,075		
2 無 形 固 定 資 産	20,118		
ソフトウェア	19,413		
電話加入権	704		
3 そ の 他 の 資 産	19,204		
役職員等長期貸付金	3,428		
出資金	20		
差入保証金	10,206		
生命保険積立金	248		
長期前払費用	5,301		
資 産 合 計	2,427,863	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 積 立 金	1,825,492
		圧縮積立金	84,626
		設立等積立金	1,280,350
		繰越利益積立金	460,515
		純 資 産 合 計	1,825,492
		負債・純資産合計	2,427,863

法人名 医療法人社団 田谷会

※医療法人整理番号 0018

所在地 石川県小松市園町ニ 2 9 番地 1

損 益 計 算 書

(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,223,432
2 事業費用		
(1) 事業費	2,062,929	
(2) 本部費	110,847	2,173,777
本来業務事業利益		49,655
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		131,608
2 事業費用		120,586
附帯業務事業利益		11,021
事業利益		60,677
II 事業外収益		
受取利息	365	
その他の事業外収益	29,045	29,410
III 事業外費用		
支払利息	2,101	
その他の事業外費用	0	2,101
経常利益		87,985
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,844	
その他の特別利益	82,121	83,965
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	8,987	8,987
税引前当期純利益		162,963
法人税・住民税及び事業税		37,421
当期純利益		125,541

様式 3

法人名 医療法人社団 田谷会
所在地 石川県小松市園町ニ 2 9 番地 1

※医療法人整理番号 0 0 1 8 1

財 産 目 録

(令和 7 年 6 月 30 日現在)

1. 資 産 額	2, 427, 863 千円
2. 負 債 額	602, 371 千円
3. 純 資 産 額	1, 825, 492 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	970, 266
B 固 定 資 産	1, 457, 597
C 資 産 合 計 (A + B)	2, 427, 863
D 負 債 合 計	602, 371
E 純 資 産 (C - D)	1, 825, 492

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団田谷会
所在地 石川県小松市園町ニ29番地1

※医療法人整理番号 00121

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田谷 正	医師	理事長	診療所建物の売 買代金の支払	67,000		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 建物の売買金額は、固定資産税評価額を参考に決定している。

様式 7

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団田谷会

理事長 田 谷 正 樹 殿

私は、医療法人社団田谷の令和 6 年会計年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 8 月 2 7 日

医療法人社団田谷会

監事 嵐 正 樹